

山梨県公報

号外第二十八号

令和六年

七月二十二日

月 曜 日

目 次

人事委員会

○特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則……………一

人事委員会

山梨県人事委員会規則第十五号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年七月二十二日

山梨県人事委員会

委員 長 細 谷 憲 二

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則(昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十六条第二項」を「第十六条第三項」に改める。

第二十五条第一項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第二十三条第一項又は第二十三条の二第一項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣されて行う関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整の作業

第二十五条第二項中「定める額」の下に「(大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業に従事した場合にあつては、七百三十円)」を加え、同項第二号中「前項第二号」を「前項第三号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 前項第二号に掲げる作業 四百八十円
第二十五条第三項を次のように改める。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の第一項の手当の額は、それぞれ

当該各号に定める額(同一の日において当該各号に掲げる場合の二以上に該当するときは、当該各号に定める額のうち最も高い額)とする。

一 第一項第一号に掲げる作業又は同項第三号に掲げる作業のうち同項第一号に掲げる作業に相当する作業が日没時から日出時までの間に行われた場合 前項に定める額にその百分の五十に相当する額を加算した額

二 第一項第一号に掲げる作業又は同項第三号に掲げる作業のうち同項第一号に掲げる作業に相当する作業が人事委員会が著しく危険であると認める区域で行われた場合 前項に定める額にその百分の百に相当する額を加算した額

三 第一項第二号に掲げる作業又は同項第三号に掲げる作業のうち同項第二号に掲げる作業に相当する作業が深夜に行われた場合 前項に定める額にその百分の五十に相当する額を加算した額

第二十五条の三中「第三十二条の十一第一項」を「第三十一条の三、第三十二条の十一第一項」に改める。

第三十一条の次に次の二条を加える。

(教育職員の災害出動手当)

第三十一条の二 学校職員給与与条例第十六条第二項の人事委員会規則で定める教育職員は、次に掲げる作業に従事した教育職員とする。

一 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第二十三条第一項又は第二十三条の二第一項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣されて行う学習指導、生活指導、救急処置、保健指導又は健康相談

二 前号に掲げる作業に相当すると人事委員会が認める作業

2 学校職員給与与条例第十六条第二項の規定により支給する特殊勤務手当(次項、次条及び第三十五条第一項において「教育職員の災害出動手当」という。)の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額(大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業に従事した場合にあつては、七百三十円)とする。

一 前項第一号に掲げる作業 四百八十円

二 前項第二号に掲げる作業 七百三十円を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて人事委員会が認める額

3 前項の規定にかかわらず、第一項各号に掲げる作業が深夜に行われた場合の教育職員の災害出動手当の額は、前項に定める額にその百分の五十に相当する額を加算した額とする。

(東日本大震災以外の特定大規模災害に係る教育職員の災害出動手当の特例)

第三十一条の三 教育職員が、特定大規模災害に対処するため前条第一項各号に掲げる

作業に引き続き五日を下らない範囲内において人事委員会が定める期間以上従事した場合の教育職員の災害出動手当の額は、同条第二項及び第三項の規定にかかわらず、同条第二項に定める額の百分の百に相当する額を超えない範囲内において人事委員会が定める額を加算した額とする。

第三十二条の十二第一項中「危険な事象における山岳遭難等の救助若しくは捜索の作業に従事した警察職員又は災害現場へ出動した」を「次に掲げる作業に従事した」に改め、同項に次の各号を加える。

一 危険な事象における山岳遭難等の救助又は捜索の作業

二 災害の発生した箇所又は山火事の発生した箇所で行う巡回監視又は応急作業であつて人事委員会が定める作業

三 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第二十三条第一項又は第二十三条の二第一項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣されて行つて関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整の作業

四 前二号に掲げる作業に相当すると人事委員会が認める作業

第三十二条の十二第二項を次のように改める。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額（第二号から第四号までに掲げる作業のうち大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業に従事した場合にあつては、七百三十円）とする。

一 前項第一号に掲げる作業 千円（特に危険な作業にあつては、二千円）

二 前項第二号に掲げる作業 作業の種類に応じて次に掲げる額

イ 巡回監視 四百八十円

ロ 応急作業 七百三十円

三 前項第三号に掲げる作業 四百八十円

四 前項第四号に掲げる作業 七百三十円を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて人事委員会が認める額

第三十二条の十二に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の第一項の手当の額は、それぞれ当該各号に定める額（同一の日において当該各号に掲げる場合の二以上に該当するときは、当該各号に定める額のうち最も高い額）とする。

一 第一項第二号に掲げる作業又は同項第四号に掲げる作業のうち同項第二号に掲げる作業に相当する作業が日没時から日出時までの間に行われた場合 前項に定める額にその百分の五十に相当する額を加算した額

二 第一項第二号に掲げる作業又は同項第四号に掲げる作業のうち同項第二号に掲げる作業に相当する作業が人事委員会が著しく危険であると認める区域で行われた場合 前項に定める額にその百分の百に相当する額を加算した額

三 第一項第三号に掲げる作業又は同項第四号に掲げる作業のうち同項第四号に掲げる作業に相当する作業が深夜に行われた場合 前項に定める額にその百分の五十に相当する額を加算した額

第三十二条の十四中「第三十二条の十二第二項の表第二号に規定する」を「第三十二条の十二第一項第二号から第四号までに掲げる」に改め、「、第三十二条の十二第二項」の下に「及び第三項」を加え、「同項の規定により計算した額にそれぞれの作業に応じ、同項の表第二号」を「これらの規定による額に、当該作業の区分に応じ同条第二項」に改める。

第三十四条第三項中「第二十五条第一項第二号」を「第二十五条第一項第三号」に改める。

第三十五条第一項中「教育業務連絡指導手当」の下に「、教育職員の災害出動手当」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の特殊勤務手当に関する規則の規定は、令和六年一月一日から適用する。